(その１)

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

1　政治団体の名称（ふりがな）　もりゆういちこうえんかい　森ゆういち後援会

〒　190－0011

2　主たる事務所の所在地　東京都立川市高松町３－４－１５

3　代表者の氏名　林　新一

4　会計責任者の氏名　小柳　尚夫

5　令和　7　年分

活動区域の区分
東京都

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　森　裕一

公職の種類等　衆議院議員　（現・候）

団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名　小柳　尚夫

電話番号　090 - 8087 - 5441

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		

604号
88.-7
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
□有　☑無
ｌは有の場合のみ記載すること
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

101310

（その２）

収　支　の　状　況

都　団　体　用

項　　目	金　　額
Ⅰ **収　入　総　額　　(1)～(2)の計**	0
(1)　前年からの繰越額	0
(2)　本年の収入額　　１～６の計	0
１　個人の負担する党費又は会費	0
（党費又は会費を納入した人の数）	０人
２　寄附　　(1)～(2)の計	0
(1)　寄附の区分　　**ア～ウの計**	0
ア　個人からの寄附	0
（うち特定寄附）	0
イ　法人その他の団体からの寄附	0
ウ　政治団体からの寄附	0
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
(2)　政党匿名寄附	0
３　機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1)　（３のうち特定パーティーの対価に係る収入）（1000万円以上の政治資金パーティー）	0
(2)　（３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入）（1パーティーで1人２０万円超の支払）	0
（(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの）	0
４　借　入　金	0
５　本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
６　その他の収入　　(1)～(2)の計	0
(1)　10万円未満のものの計	0
(2)　10万円以上のものの計	0

項　　目	金　　額
Ⅱ **支　出　総　額　　１～２の計**	0
１　経常経費の合計　　(1)～(4)の計	0
(1)　人　　件　　費	0
(2)　光　熱　水　費	0
(3)　備品・消耗品費	0
(4)　事　務　所　費	0
２　政治活動費の合計　　(1)～(6)の計	0
(1)　組　織　活　動　費	0
(2)　選　挙　関　係　費	0
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費　　**ア～エの計**	0
ア　機関紙誌の発行事業費	0
イ　宣伝事業費	0
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0
エ　その他の事業費	0
(4)　調　査　研　究　費	0
(5)　寄附・交付金	0
(6)　その他の経費	0

備　考

Ⅲ **翌年への繰越額**　（Ⅰ－Ⅱ）	0

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	レ	
イ　建物	□	レ	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	レ	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	レ	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	レ	
カ　金銭信託	□	レ	
キ　有価証券	□	レ	
ク　出資による権利	□	レ	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	レ	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	レ	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	レ	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	レ	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

レ　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和８年　８月　7　日

政治団体の名称　森ゆういち後援会

会計責任者の氏名　小柳　尚夫　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年８月５日

森ゆういち後援会

代表　林新一　殿

登録政治資金監査人　渡辺隆明

登録番号　　第6212　号

研修終了年月日　令和６年１１月１８日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第１９条の13第１項の規定に基づき、森ゆういち後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」に基づきおこなった。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書および振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、森ゆういち後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1） 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、森ゆういち後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2） 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴しがたかった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

森ゆういち後援会と私の間には、法19条の13第5項規定に違反する事実はない。

以上